

## 社会資本整備審議会建築分科会（第49回）

令和8年1月20日

【事務局】 お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただいまから社会資本整備審議会第49回建築分科会を開催いたします。本日はお忙しい中、多数の委員の皆様にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

議事に先立ちまして、まず、資料を御確認いただければと思います。本日の資料は、議事次第の次のページ、配付資料一覧に記載のとおりでございます。参考資料まで行きますと、実は赤字のページで495ページまでございますので、資料に不備等がございましたら、議事の途中でも構いませんので、事務局にお申しつけください。なお、前回の分科会、10月16日の前日に設計3会のほうから提案があった資料もございまして、それを参考資料7として入れております。赤字の491ページからになっております。

本日の資料は先ほど申し上げたとおり、赤字で通し番号がついておりますので、御発言の際に資料を参照される場合は、赤字のページを引用してお話しいただければと存じます。

本日の分科会は公開で開催しております。事前に申込みをいただいた方につきまして、ウェブにて傍聴を可能としておりますが、カメラ撮りにつきましては冒頭から議事に入るまでの間に限らせていただいておりますので、よろしく願いいたします。

本日の議事録は、内容について委員の皆様にご確認をいただいた後、委員の氏名を伏せた形で配付資料とともに、国土交通省のホームページで一般に公開したいと考えております。あらかじめ御了承いただければと思います。

次に、委員の御紹介になります。資料1の3ページになりますけれども、建築分科会の委員名簿のとおりでございます。前回の委員会以降の交替はございませんので、委員名簿をもって先生方の御紹介に代えさせていただきます。事務局の出席者については、座席表にて御確認いただけますと幸いです。

定足数の確認をいたします。分科会委員及び臨時委員の28名のうち、対面で14名に御出席いただいております。このほかオンラインでも御参加をいただいております。その委員の皆様方を含めまして、委員総数3分の1以上を満たしております。このため、社会資本整備審議会令第9条により、本分科会が成立しておりますことを御報告申し上げます。本委員会の〇〇委員、それから臨時委員の〇〇委員と〇〇委員は所用のため御欠席と連絡をい

ただいております。

それでは、これより議事に入りたいと思います。カメラ撮りはここまでとなりますので、報道関係の方は御退室をお願いしたいと思います。

では、以後の議事運営につきましては、分科会長をお願いしたいと存じます。分科会長、どうぞよろしくお願いいたします。

**【分科会長】** 本年第1回目でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議事次第に従いまして、議事を進めさせていただきたいと思います。まず、議事の1つ目でございますけれども、今後の住宅・建築物の省エネルギー対策のあり方（第四次報告）についてでございます。

前回の第48回建築分科会が10月16日に開催されまして、建築環境部会と建築基準制度部会合同で開催されました。その後、建築環境部会を11月11日、12月12日と2回開催して御議論いただきまして、本日のこの会議の直前でございますけれども、建築環境部会において報告が取りまとめられたという段でございます。

本日の建築分科会ではその報告についてお諮りいたしまして、建築分科会の報告としての取りまとめを行いたいと考えておりますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

それでは、まずは建築環境部会からの報告について、事務局より御説明をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

**【事務局】** 資料2-1に基づきまして、建築環境部会からの報告について御説明を申し上げます。

ただいま分科会長からも御説明がございましたが、最初に少し、本件の経緯をおさらいいたします。昨年4月にキックオフの議論をさせていただいた後、〇〇先生に座長をお務めいただいた「建築物のライフサイクルカーボンの算定・評価等を促進する制度に関する検討会」におきまして、建材設備の関係者様も含めまして、6月から9月にかけて御検討いただき、中間取りまとめ案をまとめていただきました。その取りまとめ案を踏まえまして、省エネ性能の一層の向上策も含めまして、改めて本建築分科会において昨年10月に議論を再開いただきまして、建築環境部会において4回にわたり御審議をいただきました。年末から年始にかけてのパブリックコメントでは、33の個人・団体から148件の御意見を頂戴し、それを受けた対応についても先ほど御確認いただきまして、建築環境部会としての報告をおまとめいただいたものでございます。

それでは、早速でございますが、下の赤字の4ページから、資料2-1に沿いまして御説明を申し上げます。

まずは、5ページの目次を御覧ください。「はじめに」の後、Ⅱ、ライフサイクルカーボン評価の促進、またⅢ、省エネ性能の一層の向上と、大きな2つのテーマについて取りまとめた上で、引き続き検討すべき課題を整理いただきまして、「おわりに」と続くものでございます。

めくっていただきまして、6ページから8ページまでが「はじめに」の内容でございます。冒頭、6ページのところで我が国のNDCの動向、昨年4月の省エネ適合の義務化、2030年、2050年の政府目標、また、7ページではライフサイクルカーボンに関する国内外の動向、また、先ほど触れさせていただいた検討会の動向について言及をいただきまして、8ページの最後のところで、これまでの取組をさらに進めまして、建築物の質の向上を図りつつ、脱炭素社会の実現に寄与するために取りまとめたものだという事で本報告書の位置づけを整理いただいております。

続きまして、9ページからの1つ目の大きなテーマ、Ⅱ、ライフサイクルカーボン評価の関係では、7点にわたって整理をいただいております。まずは9ページの1点目、制度導入の考え方といたしましては、本制度の目的、波及効果、目指す社会像などを記載いただいた上で、めくっていただいた10ページでは、ステップ・バイ・ステップ・アプローチで早期に施策を講じることについて、御指摘を頂戴しております。

続く2点目、各ステークホルダーの責務・役割のところにつきましては、国が指針を示して明確化する必要があるということと言及いただいた上で、11ページから12ページにかけて、設計・施工など各段階におけます各主体の責務・役割について整理をいただきました。

続く12ページからの3点目、評価ルールの策定につきましては、国が統一的な算定ルールを構築すべきだということと言及いただいた上で、トレードオフ問題を踏まえること、また、シンプルなルールとすることを基本とすること、また、用いるべき建材、設備データの種類などについて整理をいただいております。

また、13ページ下段からの評価の基準につきましては、定量的な基準と定性的な基準の両方について検討することが望ましいこと、また、データ・知見の蓄積に応じて不断の見直しを行うことなどについて、取りまとめていただいております。

続いて15ページからの4点目、評価の実施を促す措置につきましては、現状、大手の事

業者以外による取組が低調であることを踏まえまして、2,000平米以上の住宅を除く建築物の新築などにおきまして、建築主と設計者のコミュニケーション及びライフサイクルカーボンの評価を促す仕組みとして、建築士の説明制度を導入すること。また、5,000平米以上の事務所の新築などにつきまして、建築主に評価の実施及び自主的な削減を促す、建築主の国への届出制度を導入すること。

さらには、16ページですが、国の庁舎等における評価の先行実施や、17ページ、優良事業者の選定・公表の仕組みなどについて言及をいただいております。

続いて17ページ、20行目からの5点目、評価の表示の件につきましては、まず、国について表示ルールを策定する必要があるということ、また、第三者機関による認証を創設すべきであること。

さらに18ページの中段でございますが、具体的な表示事項、評価書の記載事項の例ということで考えられる事項について、例示をいただいております。

続きまして、19ページからの6点目、建材・設備の原単位整備につきましては、現状は整備されているものは限定的であるという点を踏まえまして、まずは国において整備方針を策定すること。さらに建築物の設計・施工プロセスを十分に踏まえて、個社製品データ、業界代表データ、国が定めるデフォルト値を整備すること。

また、めくっていただきまして、20ページの中段からは、躯体に用いられる建材から優先的に整備を進めること。

さらに、21ページの中段以降、建材・設備のデータについてカタログなどへの表示のルール、また、データベースの在り方について整理をいただいております。

続いて22ページからの7点目、評価を促進するための環境整備についてでございますが、簡易な評価方法やレビューの検討について、また、評価や原単位整備の取組に対する支援、さらにはライフサイクルカーボンを削減するプロジェクトに対する支援など。

続いての23ページでは、評価や原単位整備に対する人材育成や体制整備について言及をいただいております。

めくっていただきまして、24ページからは、大きな取りまとめ2ついただいたものの2点目、Ⅲ、省エネ性能の一層の向上の関係でございます。こちらについては、4点について取りまとめていただいております。

まず、24ページの1点目につきましては、新築建築物における省エネ基準への適合確保の関係でございまして、昨年4月の全面義務化に至る取組についてまとめていただいた上

で、引き続き申請側、審査側への体制整備の支援、また、気候風土適応住宅に係る取組の支援などについて言及をいただいております。

続きまして、25ページからの2点目、省エネ基準の段階的な引上げを見据えた高い省エネ性能の確保の観点では、冒頭で2030年目標、2050年目標の達成に向けて、トップアップの取組が必要であるというふうに整理いただいた上で、26ページ、講ずべき施策の方向性のところですが、住宅トップランナー制度の対象事業者のうち、特に多くの住宅を供給する事業者について、より高い省エネ性能を確保することを求める仕組みを導入すること。また、先導的な省エネ技術を用いて、ZEH・ZEB水準を実現する場合の大臣が認定する仕組みといったものを創設すること。その他、現在行っている各種取組を継続・強化することなどについて言及をいただいております。

続きまして、27ページからの3点目、既存建築ストックの省エネ化の件ですけれども、こちらについては2050年に向けて促進を図る必要があるという整理をいただいた上で、規制的な措置ではなくて、誘導的な措置の充実・強化に努めるべきであること、健康への寄与や光熱費の削減効果などを周知・普及すること、また、既存建築物の実績値表示の検討を進めることについて言及をいただいております。

最後に、28ページからの4点目、再生可能エネルギーの利用の促進については、政府目標の達成に向けて促進を図る必要があると整理をいただいた上で、29ページの講ずべき施策の方向性のところですが、再エネ促進区域を定める際には、丁寧に地域の意向を踏まえること、住宅トップランナー制度を的確に運用すること。また、ペロブスカイト太陽電池については、安全性などの確保を前提に必要な対応を講じること。また、ZEH・ZEBへの支援やデマンドレスポンスに関して、関係省庁と連携して進めることについて言及をいただいております。

めくっていただきまして、30ページからの引き続き検討すべき課題といたしましては、4点整理をいただいております。まずはライフサイクルカーボン評価について、制度開始後3年以内を目途に届出対象の拡大などの検討を開始すること。続いて27行目からは、削減実績量や削減貢献量といったGX価値を有する建材・設備の評価の在り方を検討すること。

また、31ページの中段、建材・設備の高性能化や低コスト化の状況を踏まえて、ZEH・ZEB基準の水準を超える省エネ性能の目標設定の在り方を検討すること。続いて4点目ですが、この後御審議いただく予定の中長期ビジョンにおける議論を踏まえて、既存建築ス

トックの活用について、引き続き検討を進めることについて言及をいただいております。

33ページ、「おわりに」のところでは、国土交通省において、本報告を踏まえ、必要な制度見直し等を速やかに実施すべきであること。特にライフサイクルカーボン評価を促進する制度の2028年度からの開始や、2030年目標の達成に向けて、法制度の整備も含めて早急に必要な措置を講じることなどについて、御指摘を頂戴しております。

34ページは、平成26年の諮問からの審議経過をまとめたものでございます。

めくっていただきまして、36ページ、37ページは、本分科会、建築環境部会の名簿を掲載しております。

このほか、説明は割愛させていただきますが、本報告書の文中で引用している64ページまでの別添1から3を含む内容が、建築環境部会からの報告内容でございます。また、147ページまで参考資料もつけさせていただきましたので、こちらも議論に当たって、必要に応じて御活用いただければと思います。

長くなりましたが、御説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

**【分科会長】** 御説明ありがとうございました。ただいま事務局から御説明をいただきましたけれども、御質問、御意見を頂戴したいと存じます。

この審議は、ほかの議事との関係で大変時間が限られていて恐縮でございますが、11時半頃まで大体10分強ぐらいしかございませんけれども、その辺りまでを予定してございます。御発言のある方、対面の方の場合には挙手、あるいは席札を立てていただいて、それから、オンラインで参加の方は挙手ボタンを押してお知らせいただければと思います。

それでは、御質問、御意見等がございましたら頂戴したいと思いますのですが、いかがでございましょうか。

はい、〇〇先生。

**【〇〇臨時委員】** 直前にあった環境部会でも申し上げたんですけども、このLCAの制度をもうちょっと分かりやすく皆さんに知ってもらう努力をこれからすべきかと思いました。加えて、改めて今日の資料の後半の省エネ関係ですけども、それらを併せて24ページ以降にいろいろ今後の方向性が書かれていて、これもどこかのパワポにぎゅっと押し込められたロードマップみたいなものを見ましたけれども、いつ何が起きるのかさっぱり分からない。多分これは大事な省エネのロードマップなので、何を目標しているのか、それぞれの立場の人がもうちょっと見やすい状況にさせていただければありがたいです。例えば住宅であったら、何年後を目標してこういうステップアップをしていけばいいとか、それか

ら、建築物、住宅のほうではこんなことになるのか、再エネならこんなことというのが、それぞれの関係者がぱっと見、ここさえ見れば自分がどんなことになるのか、あるいは自分が何の準備をしなければいけないのかというのが分かるような資料をつけてあげないと、なかなか分かりにくいなと思いましたので、ぜひ御検討いただければと思います。

以上です。

【分科会長】 ありがとうございます。ほかにございますか。

ウェブで御参加の〇〇先生、お願いいたします。

【〇〇委員】 ちょっとカメラが使えないので音声だけでなのですが、内容はよく分かったんですけども、1点だけ、29ページで促進区域のお話がありまして、促進区域を決められるときに、その場所がどういうふうな交通需要があって、そこに行くまでにCO<sub>2</sub>がかなり発生するような場所だったりすると、結構まずいわけですよ。場所の選定によってCO<sub>2</sub>の発生量が変わりますので、そのところをよく注意して、これからこれを活用していただけるようになるというかなと思いました。

以上です。

【分科会長】 ありがとうございます。ほかにございますか。

よろしゅうございますか。

それでは、今の段階で2つ御意見をいただいたことについて、事務局からございますか。

【事務局】 御指摘ありがとうございます。まず、〇〇先生からの御指摘、分かりやすく知ってもらう努力をということと、またロードマップについても、事業者の皆様がこれからどういった形で取り組んでいけばよいのかを分かりやすく示すようなものを策定すべきということでございました。まさに御指摘のとおりだと思いますので、今後周知していく段に当たりましては、しっかりとそういった資料を用意して、それぞれの関係者がしっかりと理解できる周知を示していきたいと考えてございます。

また、〇〇先生から御指摘を頂戴しました29ページの促進区域につきましては、再エネの促進区域ということで、再生可能エネルギーの推進を図る区域を自治体のほうで定めるに当たっての話を書かせていただいているものでございます。先ほどCO<sub>2</sub>の話をおっしゃられましたので、建築物のLCAを進めるに当たりまして、立地のことについても考えていく必要があるのではないかなというような御指摘なのかと考えまして、そういった観点でコメントさせていただきますと、今回の建築物のライフサイクルカーボンの制度につきましては、建築士などが設計段階において様々な工夫をしていただくというようなこと、そうい

った行動変容を促していこうということを主眼に制度設計をしているものでございます。一方で御指摘のとおり、施設の立地も含めて、ライフサイクルカーボンを都市全体で考えていくということも非常に重要な論点かと考えてございますので、都市全体でのCO<sub>2</sub>削減の在り方につきましては、もちろん都市構造をどうするのか、施設立地をどうするのか、公共交通をどうするのか、そういったまちづくり全般に関わると思っていますので、都市局などの関係部局とも連携して検討を進めていければと考えてございます。

事務局からは以上です。

【分科会長】 ありがとうございます。よろしゅうございますか。

それでは、ウェブで御参加の〇〇委員から、御発言をお願いいたします。

【〇〇臨時委員】 ただいまの回答の中に「資料を用意する」という御説明がありましたけれども、住宅建築物という、最終的に使う人の対象が全く違うと思います。住宅でしたら個人ですし、建築物でしたらそのオーナーになると思いますので、説明するときの言葉が全く違うのではないかと思います。それを説明する方にお任せではなくて、少しでも早くにこういったことが社会に浸透するためには、例えば要点のキーワードや、対象に応じてこういう説明をするとより伝わりやすいとか、そういうことも必要なのではないかと思いますので、御検討いただけたらと思います。

以上です。

【分科会長】 ありがとうございます。

続きまして、ウェブで御参加の〇〇委員、お願いいたします。

【〇〇臨時委員】 短いコメント1点のみにさせていただければと思います。

30ページの今後引き続き検討すべき課題のところでございます。①で2つ目のパラグラフ、「また、第1ステップの制度開始後3年以内を目途に」というところで、制度の運用状況とか事例・知見、データの蓄積状況等を分析して、有識者会議における制度の見直しの検討を開始するというところで、こういったデータの蓄積がなされてまいりますと、私たち研究者の立場からしますと、政策的な関心に加え、研究の関心という点からも様々な分析が進んでくる可能性がありますので、またそういった分析が進みますと、見える化といったところにもつながり、事例・知見の蓄積により循環で進んでくると思っていますので、そういったところのデータの整備とか、また、こういったデータがどのように整備されているのかといった情報自体を整備していただけると大変よいかと思っております。

以上でございます。

【分科会長】 ありがとうございます。

ほかいかがでございましょうか。どうぞ。

【〇〇委員】 8ページと79ページ、ライフサイクルカーボンの構成ということで、なかなか私もいつもこれを理解するのに、あれ、何を指しているんだっけ？ となるんですけども、8ページでは、エンボディドカーボン、使用段階も含まれていて、それとオペレーショナルカーボンが枠の外に出ているのですが、79ページの左上では、何というんですか、ライフサイクルカーボンがオペレーショナルカーボンとエンボディドカーボンを含んでいるという中に、エンボディドカーボンは、使用段階ではこの79ページの図だと含まれていない形になっていて、概念として、ぱっと見て何かすごく理解しにくいなと思ってしまったので、この辺の表記の仕方は少し整理というか、もう一度全体を通して確認していただいたほうがいいのかと思いました。

【分科会長】 ありがとうございます。

それでは、以上3点につきましていかがでございましょうか。

【事務局】 まず、〇〇委員から御指摘を頂戴いたしました、相手によって周知の仕方、使う言葉が変わるのではないかという御指摘でございました。まさに御指摘のとおりでございまして、建築物のライフサイクルカーボンにつきましては、特に非常に関係者が多く、それぞれに関わり方が様々でございます。それぞれの方々に対して分かりやすい周知をしっかりとしていきたいと考えてございます。

続いて、〇〇委員から御指摘を頂戴いたしました、下のページで赤字30ページについて、今後の進め方についてというところで、さらに進めていくに当たっては、データの整備や情報公開についても国のほうからしっかりやっていくべきではないかという御指摘だったかと思えます。届出制度などを運用していくに当たって一定のデータが蓄積されることとなりますので、もちろん匿名性には配慮させていただきますが、そういった研究としても使えるような形で、しっかりと情報については整理して公開していくということを考えてございます。

最後、〇〇委員から御指摘を頂戴いたしました赤字で8ページ、79ページのところのライフサイクルカーボン、エンボディドカーボン、アップフロントカーボン、オペレーショナルカーボンのところの表記、記載がちょっと分かりにくいのではないかとございまして。79ページのほうがデフォルメをして書かせていただいています、正しくは使用段階については2つございまして、光熱水、エネルギーとか水の消費のところをオペレー

ションなるカーボンというふう呼びまして、資材について、例えば維持管理や修繕で交換したりというところについては、これはエンボディドカーボンの中に含めて算定するというルールになってございますが、いずれにいたしましても、周知を図る段階でこういった齟齬がないように、しっかりと丁寧に周知してまいります。

ありがとうございました。

【分科会長】 ありがとうございました。後半、79ページのところだけちょっと工夫が必要なかもしれませんね。いろいろ説明されるときに工夫されるとよろしいかと思いました。ありがとうございました。

ほかいかがでしょうか。

大体また時間なんですけれども、よろしゅうございますか、ウェブのほうもよろしいと。

ありがとうございました。ということで、将来に向けてこうすべきというような建設的な御意見もいただきましたので、それに対して対応していくというふうな回答もございましたので、そのような方向でいきたいと思えます。

本日の議論を踏まえまして、このようなことで報告を取りまとめたいと考えておりますけれども、建築環境部会からの報告について、以上のようなことで御承認いただけますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【分科会長】 ありがとうございます。御異議ないということでございますので、建築環境部会の報告を建築分科会の報告とし、こちらを社会資本整備審議会長へ報告したいと思います。委員の皆様におかれましては、いつも時間が限られておりまして恐縮ではございますけれども、大変熱心に御審議、御議論いただきまして、ありがとうございました。

ということで、これがまず第1弾でございます。

続きまして、議題の2つ目ということで、建築分野の中長期的なビジョンの策定に向けた中間的な取りまとめについてでございます。こちらは第48回の建築分科会と合同会議以降、建築基準制度部会をこれまた11月11日、それから12月16日と開催して御議論をいただきました。その中でビジョン策定に向けた中間的な取りまとめの案として取りまとめられたということでございます。

本日の建築分科会ではその報告についてお諮りいたしまして、建築分科会としての中間的な取りまとめを行いたいと考えておりますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

では、建築基準制度部会からの報告につきまして、事務局より御説明をお願いいたします。

【事務局】 建築基準制度部会の議論を踏まえた取りまとめということで、赤字の通し番号で148ページからになります。

149ページに検討の背景ということでまとめてございまして、ざっとおさらいをしますと、平成24年に建築分科会のほうに国土交通大臣から、「今後の建築基準制度のあり方について」ということで諮問がございまして、その後、逐次答申をいただいております、令和4年に第四次答申がございまして、それを受けまして令和4年に法律改正いたしまして、昨年4月に第四次答申を受けたものというのは法律的な措置をしました。この中で検討課題という、継続的に検討すべきとされたものがありましたので議論を始めたわけですが、149ページの3つ目のポツにありますとおり、多様化・複雑化した社会的要請に対し、限られたストック・担い手・投資に対応するというございまして、このときには個別に考えるというよりも、社会全体の将来像を見据えた上で、建築分野の中長期的な在り方を検討することが必要ということで、今年度も議論を行ってまいりました。例えば住宅分野でいきますと、住生活基本計画が近々改定される予定でございまして、そういったものを参考にし、あるいは連携しながらということで議論してまいりました。

150ページにビジョン策定の目的とございまして、ここが肝となるところでございまして、ポツが5つほどありますけれども、一番上のポツにありますとおり、建築基準関連の法制度整備により、建築物・市街地の安全の確保、安全というのは建築上の大原則ですが、それ以外に環境性能とかバリアフリー性能をはじめとした質の向上を推進してきているという状況でございまして。こうした中で引き続き多様化する社会的要請に対応するため、基礎的な技術基準整備の継続、あるいは新技術等の円滑な実装等のアップデートが期待される。

それから2つ目のポツとして、ストック活用社会の到来と担い手不足により、技術者の持続的な確保及び適切な技術伝承と、技術者・専門家以外の住まい手や建築物を利活用する者も、建築分野の新たな担い手の主体になることが求められる。さらには社会全体の要請として、順次対策を講じております気候変動等による災害激甚化はもとより、いまだ建築分野における対策の検討が途上であるサーキュラーエコノミーや生物多様性等への対応も急務であると、広い視野で御議論をいただきました。

これからの時代に即してという4つ目のポツですが、よりよい社会資本としての建築物・市街地を構築するため、以下に示す多様な関係者ごとの目線を踏まえ、建築に関わる全ての関係者が共通認識を持てるよう、建築分野全体の方向性を示す、国民、産業、学術、

行政という形を念頭に置いた書き方をしております。

最後のポツにありますとおり、こうした建築分野の方向性の全体像を相互に理解しながら、国民や産学官の関係者が以下の3つの視点から考え、それぞれの立場で活躍できるよう、必要な道筋をつけられるということを考えております。①、②、③とありまして、今まで議論の中では「投資の予見性」というふうに書いていたんですけれども、ここのところはもう少し言葉を足したほうがいいのではないかという御意見がございまして、まず経済的な投資、それから社会的な投資もございまして、①のところ言葉に足してございまして、②と③までと同じ内容です。

151ページでございまして、このビジョンが想定する期間の議論もございました。部会の中の議論もありましたけれども、建築基準法は実は1950年に制定されてございまして、100年後ということは2050年になります。カーボンニュートラルの目標を定めているところもありますけれども、そういった長期のスパンで見ることが一ついいのではないかとございまして。特にストックが大半を占めるという中で、この2050年が一つの目標なのですが、上のほうのポツの米印2つですけれども、2050年で終わるわけではなくてその先も見る必要があるという御意見がございまして、「より長期的な期間についても」というのはもともと文章にはあったのですが、2050年の先にあるという形で、その長期性についても言葉を足したということを入れております。それから最後、社会の持続性に配慮するというのも書いています。

ただ、かなり先になりますし、施策を講じるのは具体性が必要になりますので、計画期間は10年程度といたしまして、例えば5年ごとに中間的な評価を行うとか、あるいはほかの計画、住生活基本計画や、独立行政法人建築研究所の中期計画の改定等、いろいろなものと連動しながら見直していくということも考えてはどうかと思っております。

赤字のP152ですけれども、社会像ということも議論いただきました。1つ目のポツにありますとおり、国民や産学官の関係者の目線を踏まえて、建築分野において、関係者共通の目指す社会像を示すということで、ここはポジティブな部分、ネガティブな部分、両方ありますよねという議論が非常にたくさんあったと記憶しております。国民と危機感を共有し、それを克服する道筋と将来像の提示も考慮するというようなところに書いてございまして。

それから、2つ目のポツにありますとおり、目指す社会像、共通認識として持つためには、社会全体の方向感と建築分野の方向感を考慮すると。それから、建築分野の射程の広がり

考慮していく。どこまで建築分野として捉えるかというところを少し広めに議論いただいたんですけれども、いろいろ関係する中で必要なことを意識して議論してきたということになっております。

3つ目のポツが、それをコアの部分として御説明いたしますが、全ての経済社会活動の下支えとなる建築・市街地について、社会的資産、経済的資本としての在り方を示すとともに、利用・運用・維持管理を通じて社会に便益を生み続ける建築を使いこなすことや、そうした建築群から成る既成市街地を前提としたまちづくりなどの考え方を、建築の公共性の中核として位置づける必要があると。そのビジョンを達成した先に目指す理想的な将来像のイメージについても議論して、関係者で共有していく必要があるだろうと。これについて、先ほどもありましたけれども、それぞれの目線で分かりやすく心をつかむ展望を提示する、安全確保など地道な取組もベースとしてやっていく必要があるだろうといったことを考えております。

検討に際しての考え方の例でございますけれども、建築を使いこなすという意識とか、まちの縮退も考慮した既成市街地を前提としたまちづくり、それから、関係者が生き生きとする社会とか、建築工事に新たな展望を循環させるストック活用の方向性といった、あるいは情報の開示といろいろなテーマがあるということを整理してございます。

153ページに行ってくださいまして、ここは答申との接続でございますけれども、継続検討課題という中でいきますと、ストックとか価値観の多様性、技術の進展、担い手の状況というテーマがございます。それから、建築・市街地は企業の経済社会活動の基盤でございますので、人口動態、地球環境問題、物価高騰、あるいはほかの分野における動向といったものも考慮して考えていくということでございまして、これらについてはビジョン策定後も都度変化していくこともございますので、継続的に、多様な社会的な要請の変化に目を向けていくといった視点が必要であろうと考えております。これは経済社会情勢の変化を受けた考え方でございます。

赤字の154ページに、具体的にどういふことを議論していくか、どういふことを進めるかということでございまして、2つ目のポツに書いてありますけれども、ビジョンにおいて目指す社会像の実現に向けて、国民・産学官の関係者の役割分担や連携も含めた取組事項を以下の視点ごとに整理すると。①、②、③で、モノ、ヒト、社会とあるのですが、まずモノの中でいきますと、新築に比べて圧倒的多数を占めるストックの活用に軸足を置く。それから、単体のみならず、立地や周囲との関係性に配慮する。ヒトの分野では、国が取り組むべ

き事項と、ほかの産学官の関係者が推進する事項を整理すると。それから、〇〇委員のほうから、特に人材育成については非常に御意見をいただきまして、ここに柱立てをしまして、2050年の経済・社会において建築分野を担う人材の育成という形で書いております。社会全体としては、例えば統計情報が不足しているよねという御指摘もございましたので、そういうものを補いつつ、産学官の持つ情報の連携を進め、ビッグデータ、シミュレーションの技術などの活用を促進すること、それから建築物・市街地のハード面のみならず、使われ方についての評価方策の検討もしていくだろうと。

それから、先ほどLCの中でも議論がございましたけれども、施策間のトレードオフとか優先順位とか、全部が全部できるというにしてもなかなかリソースも限られるので、そういったこと、それから地域で顕在化する課題とその対応策、どういうふうにするかということも含めていろいろ考えていく必要がありますよねという議論がございましたので、それをまとめております。

155ページは、これを分かりやすく伝えるためにどうやって資料を整理するかということで、今の段階ではこうしていますけれども、これをどうお伝えしていくかということも考えたいと思っております。

資料3-2、今後のスケジュールでございます。赤字の156ページでございますが、下3分の1に黒字であります、今日が1月20日、49回の分科会でございます、中間的な取りまとめを御議論いただいて、まとめていただければと思っております。その後、例えば建築学会をはじめとした学術団体とか、それから需要者の団体と個別に、実はもう意見交換を始めている状況でございます、引き続き具体的な議論をしたいと思っております。年度が替わった4月早々には日程調整をさせていただきたいと思っておりますけれども、また分科会と基準制度部会の合同会議を開きまして、令和8年度の具体的な議論の進め方を議論していただきたいと思っております。それと並行いたしまして、昨年度は懇談会という形で議論していましたが、それをちょっと格上げしまして検討会というものにいたしまして、ビジョン、今までは総論でしたけれども、各論の議論をしたいと思っております。中間取りまとめの素案を作成していただくということと、産学官の関係者を巻き込むことも大事なことで、そういうことをしたいと思っております。

157ページにあります、部会を今年度の秋に再開いたしますけれども、令和8年度も秋ぐらいにまた部会を再開いたしまして、議論して、令和8年秋頃に中間取りまとめとしてまとめた上で、そのときはパブコメを実施したいと思っております。最後は令和9年、ちょ

うど来年の今からもうちょっと後ぐらいの頃に、中長期的なビジョンの取りまとめを行いたいと思っております。※1、※2のところには、具体的に何をやるかということで、今年の2月から検討会を開催したいと思っております、ストック、担い手、技術・質、DX、市街地と5つワーキングを立ち上げまして、各論を掘り下げたいと思っております。それから、学会とか各団体と連携いたしまして、これの例えばシンポジウムをするなどしていろいろな関係者多く巻き込んで、それぞれに意識を持ってもらって取組を広げていきたいと、そのようなことを進めていきたいと考えております。

事務局からの説明は以上です。

【分科会長】 御説明ありがとうございました。

ただいまの事務局からの御説明につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思えます。この審議は、これまた時間が限られて恐縮ですが、11時55分ぐらいまでなので、10分ほどでございますけれども、御発言のある方は、対面の方は手を挙げていただくか、あるいは席札を立てて、オンラインの方は挙手ボタンを押してお知らせください。

すぐ横で目に入りました、〇〇先生から。

【〇〇臨時委員】 〇〇でございます。手短かに発言します。

大変よくまとめられていると思いましたが、152ページの目指す社会像についての表現の記載のうちで、「建築を使いこなす」という表現が少々気になりました。一般の建物ユーザーは建物に対して、必要なときに必要なだけの機能を活用することを求めているのだと理解しております。例えば住宅については、ストレスのない自身の生活を送ることが第一であって、常時に建物機能100%を活用することは期待していないと考えられます。もしも法定耐用年数を経過した後にも、建築同一用途、あるいはコンバージョンをして、長期間継続使用することが重要であるということを意図しているのであれば、この資料を紹介する際には、そのことを丁寧に説明するのがよいのではないかと思います。

よろしく願いいたします。

【分科会長】 ありがとうございました。続いて、〇〇先生。

【〇〇委員】 ありがとうございます。〇〇です。

今回、経済的、社会的投資の予見性というのが加わってよかったなと思っております。これはすなわち、先ほどの「使いこなす」をどうやって実現するかというところと関連するのかなと思うんですけれども、建物の使い方のフェーズが変わるときに、適切な追加投資、これは融資という形とか、あるいは新たに保険をかけるというのにもつながっていくのですが、そ

のための適切な評価法が今はそんなに浸透していないのではないかと思いますので、ぜひこうした建物のストックの評価法、それから、評価を効果的に既存建物への再投資や市場流通の強化につなげていく仕組みづくりというのを、ビジョンの重要項目として検討していただければありがたいと思っております。

そうした意味では、例えば車の車検制度のような、現在よりももう少し所有者責任とか利用者責任の所在も明らかにしながら、建物ばかりでなく、宅地の健全性、例えば相続をちゃんとやっているかどうか、相続した場合どういう懸念が考えられるかとか、あるいは昨年ございました擁壁の劣化による建物、宅盤の崩壊とか、ああいうことも考慮に入れた全体的な評価法というのをいま一度議論していただければありがたいと思っております。

以上でございます。

【分科会長】       ありがとうございます。〇〇先生、お願いします。

【分科会長代理】   ありがとうございます。

152ページの先ほど〇〇先生が御発言された3つ目のブレットについて発言したいと思えます。2025年10月に日本建築学会の計画系論文集に〇〇先生の論文が掲載されて、2021年時点の固定資産の家屋台帳に基づく用途別の調査研究で、日本の建物の平均寿命は既に60年から70年になっているというデータが示されています。捕捉率が94.1%なので、ほぼ悉皆調査をしているということです。木造、RC造も実はほぼ同じ寿命になっていまして、法定耐用年数を大きく超えて、実際には使われ続けている状態になっています。

法定耐用年数は税務と会計上の減価償却の制度的な指標で、本来、建築の物理的な寿命とか使用可能年数とか、社会的価値の限界を示すものではないというふうに私は考えています。〇〇先生も指摘されているんですけども、日本では耐用年数という言葉の影響もあって、耐用年数を過ぎた建築は価値が低いとか、建て替えるべきだという認識が長年、無意識にあるのではないかと思います。先ほどのデータでも、既にストック社会に入っている我が国では、建てることでだけではなくて、どう使いこなすか、利用とか運用、維持管理を通じて、社会的便益を生み続けさせるということが建築の公共性の中核になるべきではないかと思えます。人口動態とか都市の縮退を踏まえながら、法定耐用年数に依存した価値判断から一步を踏み出すというのが、今後の住宅とか都市政策の基盤になるのではないかと思いますので、こういうものをぜひ入れてくださいという、お話ししたのはそういう意味でございます。

ちょっと説明が不足しているのかも知れません。〇〇先生の御意見も聞きながら、やはりもう少し詳しく説明が出来ていくといいなと思います。以上です。

**【分科会長】** ありがとうございます。

じゃ、一旦この段階でコメント、事務局のほうからいただけますか。

**【事務局】** 先生方、御意見ありがとうございました。

まず、「使いこなす」のところですが、今、分科会長代理から補足をいただきましたけれども、多分いろいろな捉え方があろうかと思えます。一人の方がずっと使い続けるということもあれば、所有者が変わって、用途も変わってということでごさいます、いろいろなやり方があると思えます。その中で法制度が対応できていること、できていないことというのが指摘されているので、そういうことも意識しながら対応していくと、そこに建築の公共性を見いだせるのではないかという意識を持っております。ただ、説明を丁寧にとすることは御指摘のとおりなので考えたいと思えます。

それから、建物の評価というところで〇〇先生からお話がありました。これは住生活基本計画を議論している住宅宅地分科会でも多分同じように、ストックをどう評価して使い続けていくのかというのがありました。建築は住宅も包含した概念としてあるのですが、住宅は住宅として使われていることが多いんですけども、建築の場合は本当に多様な用途があります。それをどうやって評価していくかということで、実は最初の、冒頭の議論の中で、150ページの1番目のポツに建築物・市街地の安全の確保というのが建築基準法の中にあるんですけども、それ以外に、省エネ分野でいきますと別の法律があって、環境性能の議論をしていますし、バリアフリーについても別の法律があって、バリアフリー性能ということで、最低基準とプラスアルファの部分をどう評価していくか、それが建物の評価にどう組み込まれるかということも大事なことなんだろうなと思っております。

それが再投資も生んでいくということだと思いますので、総論の中ではこういう目出しをした上で、各論の中でストックの活用とか、それから技術・質というテーマを立てていますので、それぞれワーキングをお願いしている先生方もおられますけれども、ぜひ今回の御意見を伝えて、こういったことの議論を深めたいと思っております。それから、〇〇先生の論文につきましても、ストック時代を実際にデータとして示していただいているということなので、これも参考にしていきたいと思っております。

以上です。

**【分科会長】** ありがとうございます。

それでは、対面で御出席の〇〇先生、御発言をお願いいたします。

【〇〇臨時委員】      ありがとうございます。

この中長期的ビジョンに書かれていることは、私の研究分野からすると大変ありがたいというふうな気持ちでいっぱいです。特に赤字の150ページで、多様な関係者のトップに国民、住民を入れていただいたところが私は大変いいことだと思っています。そもそも安全とか防災って学際的複合領域で、研究分野でも様々な部門が関わらないと進まない。ただ、災害時であれば、緊急時あるいは復旧・復興時を含めて、最終的には住民、国民が最も重要な担い手、ステークホルダーになります。

ということで、その前提を考えたときに2点ほど。このビジョンというか、方向性をどうこうではなく、次のステップになると思うんですけども、1点目は今まで以上に個々の建築、とりわけ住宅の公共性を訴えていくことが必要かと思います。これまでは都市防災不燃化促進事業のように、公的な防災に大きく寄与するものについては公的資金の投入はできてきたんです。ただし、あとは宅地内雨水貯留とかなんですけども、それは建築部局だったり、道路部局だったりバラバラです。それから、そういうことを含めたときに、ここに書いてあるビジョンを具現化するためには、もうちょっと広い意味で建築そのもの、あるいは市街地そのものは公共的に重要な、安全向上のための資源なんだということを考えたときに、もう少し何らかの形で公的な関与の仕方を強めていってもいいのかなと思います。

それから2つ目ですけども、赤字の154ページに、「建築を支える環境・仕組み（社会）」と書いてあります。ここでも実は個々の住民、エンドユーザーに最終的に最も関わるのは基礎自治体になります。そうしたとき、ここに書いてあるような理念・考え方をエンドユーザーである住民の方たちに伝える必要があるかということ、実はそんなにしっかりとした仕組みはありません。基礎自治体であってもこれを実現するためには、役所の中でも複合領域的に、例えば建物の耐震診断、耐震補強とか、そういった建築部局はこれ、環境部局はこれ、あるいは福祉部局ではバリアフリーとか介護保険制度での様々な住宅改善を行いますけれども、住民に一番接する行政の仕組みの中にもこの思想をしっかりと取り入れていただいて、次のステップになると思いますが、具現化をしていけることが必要と考えています。

以上です。

【分科会長】      ありがとうございました。

それでは、ウェブで御参加の〇〇委員からお願いいたします。

【〇〇臨時委員】      御説明いただきありがとうございました。短めにはなりますけれども、

コメントのみさせていただきたいと思います。

本日の御報告内容については、この議論の方向性等に関しては賛同いたします。まず、建築分野はあらゆる経済活動の基盤となりますので、その果たすべき役割が極めて重要であるということを改めて資料を拝見して再認識いたしました。2050年という長期で見ますと、将来を見通すということは難しい面もございますが、このビジョンを示すことで、今度は各ステークホルダーのミッションがより明確になると思いますので、社会情勢を踏まえていくと、計画、今回、10年で評価を行うという点についても賛同いたします。また、先ほど御意見もありましたけれども、今回、産学官に加えて国民も含めた形で示していただいたこと、こちらについては、ほかの計画との呼応という観点からもやはり重要であると感じました。

一方で、今日、御意見の中で結構多かったなと思うのは、分かりにくいとか、分かりやすさという点で、冒頭、〇〇先生からも御意見がありましたし、建築環境部会でもそういった御意見が散見していたなと思いました。今後はこれらのビジョンを基に、政策とか制度などを具体的に検討されることになるかと思っておりますけれども、つくり手側の目線だけではなく、住まい手とか使い手の視点もぜひ念頭に置きつつ、御検討を進めていただければと思います。

以上、繰返しになりますけれども、よろしく願いいたします。

**【分科会長】** ありがとうございます。

では、引き続き、ウェブで御参加の〇〇委員からお願いいたします。

**【〇〇委員】** ありがとうございます。〇〇です。

この中長期的なこのビジョンの中身とか方向性については、全く異論はございません。私がよく分からなかったのは、これは建築分野全体の方向性を示すという点で、ビジョンという名前を言っているのですけれども、計画のような性格が強くて、しかも2050年とかその先を目指すという長期計画の要素ももち、10年単位でも刻んで見ているし、さらには中間で5年でもチェックするということなので、3層構造の重要な計画制度で、ほかの住生活基本法等の法定計画との間の調整をこれから図っていくということだとすると、この中長期的なビジョンがどういう性格のもので、どういう位置づけかというのはある程度きちっと整理して、説明される必要があるのかなという気がいたしました。そこら辺の整理をぜひお願いしたいと思います。

**【分科会長】** ありがとうございます。

それでは、以上3点につきまして、これまた事務局のほうからコメントをいただけますか。

**【事務局】** 先生方、ありがとうございます。

〇〇先生から、公共性の中でいろいろ関係する方々が多いという御指摘がございました。まさに今回の議論もそうですし、どこまで射程に入れるかということもありましたので、個別の議論をしていくときにも、ワーキングを5つ立てるんですけれども、恐らくワーキングで連携しながらということですし、それから、都市計画の分野とかまちづくりになってくると住宅局だけではないということもあります。防災になれば防災の分野となりますので、そこはいろいろなチャンネルで議論を広げたいと思っております。

〇〇委員からも、分かりやすさということがございましたので、これは議論した上でどう示していくかと。議論する過程の中で、今、〇〇委員のお話もありましたが、どうやって伝えていくかということもあるので、シンポジウムなんかも来年度は考えたいとあるんですけれども、そういった中でどうやって、伝えるというよりも伝わるのが大事だと思うので、伝わり方を見ながら議論にフィードバックすることを考えたいと思っております。

それから、ビジョンそのものと、そのビジョンが計画的な要素を持っているところがございまして、これは住生活基本計画、法定計画になっていると、ある程度何を計画の中に書くかとかは法律にしっかり書いてあるので、意外と形としては見やすいんですけれども、これは建築分野の中で今までなかったものを議論していますので、まず、方向性の認識みたいなのを共有しながら、その中で計画的なものをどういうふうを書くか。これは各論の議論をする中で計画的な性格を持つものと、抽象的な方向性、イメージを持つものというのはいまちょっと整理できるかなと思っておりますので、意識しながら、また来年度議論していきたいと思っております。

以上です。

**【分科会長】** ありがとうございます。ほかよろしいでしょうか。

大体時間が参りましたけれども、何かございますか。どうぞ。

**【〇〇臨時委員】** 〇〇と申します。もともとアスベストのほうの形でこちらの委員会には出させていただいております。

まず、長期的なビジョンの全体の社会情勢の変化の中では、1つは、今の社会の中で高齢化、過疎化というか、その部分を入れておいていただきたい、この2つの言葉ですね。それはなぜかという、それゆえに、高齢化ゆえに、もう新しい建物に建て替えられない、建て替えようという気にならないということが、震災等を含めてもひしひしと感ずるところ

になります。

それから、154ページに「新築に比べて圧倒的多数を占めるストック」とだけ書いてありますが、このストックの中には明らかに有害物のストック、アスベスト含有建材の大量のものが残っているということがあるわけです。私どものところに、例えば80代と90代の、地域の老夫婦の御相談が電話で来ます。これの吹きつけを鉄骨だから取ってあげようというので、真面目にすると200万円かかる試算しか私たちは出してあげられない。しかし、その方々は年金暮らしで、この200万を使ったら、病気になって死んでいく糧ができないし、子供たちも誰もいない。このおうちを恐らく吹きつけアスベストを残した形の建物が残っている、誰が管理するんだという問題が今もうあるんです。そういうことを考えながら、こういう場合は民間でやるという原則でいくのか、それともあるところで線を切って、もうこれは公が関与しないと無理な建物、飛散してしまっただけで周囲にも問題を起す。そういう問題も起きておりますので、そこら辺のことも考えるシステムにしておかないとよくないのかなと思っております。

以上です。

**【分科会長】** ありがとうございます。ほかよろしいでしょうか。

最後のことについてコメントをお願いいたします。

**【事務局】** ○○先生、ありがとうございます。特に○○先生はアスベストをずっと建築分科会で議論いただいて、御指導、御協力いただいているので、その御指摘だと思っております。ストックの中にいろいろなものがあるというのはおっしゃるとおりで、ストックをどう残していくかというのは、そのストックをどう評価するかということでございまして、ストックのワーキングの中で議論する、今日は御紹介していませんけれども、論点集の中にいろいろアスベストの課題とかもポイントとしては入ってございますので、そういった中で議論したいと思っております。それから、個別の高齢者化とか過疎化の話もこの中に入れてございますので、議論するときに意識しながら進めたいと思っております。

以上です。

**【分科会長】** ありがとうございます。

大体、御意見、御質問等が出尽くしたかなということでございますけれども、将来に向けた、こういうふうにやったほうがいいんじゃないかという、これも非常に建設的な、サジェスティブな御意見をいただいております。本日の議論を踏まえまして、ビジョンの策定という大枠につきましては、中間的な取りまとめということで、大枠としてはこれでよろしゅう

ございますか。このような形で取りまとめたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

**【分科会長】** ありがとうございます。それでは、建築基準制度部会からの報告として御承認をいただいたというふうにさせていただきたいと思います。

それでは、委員の皆様におかれましては大変熱心に御議論いただきまして、サジェスティブな御意見もいただきました。大変ありがとうございました。というようなことで、建築分科会として中間的な取りまとめを踏まえて、引き続き次年度においてもビジョンの具体的な内容に関わる議論を進めていきたいと考えてございます。

どうもありがとうございました。

それでは、本日最後の議事でございます。報告事項でございますけれども、建築基準法の手続DXのための制度改正ということで、事務局より御説明をお願いいたします。

**【事務局】** 続きまして、ページでいきますと赤字の159でございます。

DX、IT化は世の中の流れでございますけれども、建築分野も進めてございます。159ページを見ていただきますと、ちょうど真ん中に矢印がございまして「現在」と書いていますが、この4月に、前の4月から始まっているんですけれども、建築確認などにつきまして、行政手続の電子化が上のほうになってはいますが、これを建築確認から始めまして、中間検査、完了検査、構造適判、省エネ適判といった分野を広げていっています。

一方で、建築分野の生産性向上という形で、BIMにつきましても、この4月から図面審査という形でいよいよスタートします。これにつきましては、特に今日御参会の皆様方は各会で御活躍いただいておりますので、ぜひ御協力をお願いしたいという紹介でございます。審査側、設計者側、両方とも関係するものでございまして、国交省でプログラムの整備とかをいろいろやっているわけですが、参加していただくというのが非常に大事でございます。特に、例えば大手の企業さんなんか個別に回っておりますけれども、中小も含めましてみんなが取り組むということに意味があると思っておりますので、これについては引き続き進めたいと思っております。やはり生産性の向上を進めることが大事だと思っております。

その中で160ページのところは、特に設計業務とか審査業務に携わっている方には、直接的に行政の方が関係するんですけれども、建築計画概要書がございまして、これはいろいろ閲覧して建築物の確認をするための制度でございますが、本来の建築確認の当初の中でのデータ、あるいは自治体で整備する台帳の中にデータがあるので、これにつきましてはあるん

ですけれども、ワンスオンリーの原則を目指して概要書を廃止する方向でデータを、概要書の内容を見られるような組替えをしていきたいと思っております。これは令和10年の4月を目指して準備を進めているということでございます。過去のストック、データにつきましても、順次データ化できればいいなと思っております。

それから、最後、先ほど申し上げましたBIMの図面審査ですけれども、このBIMの図面審査は、例えば設備なんかでいきますと、電気と空調、それから梁の取り合いなんかは図面ができないというのでよくあるんですけれども、BIMになってくると、そういった空間的な幅の取り合いというのはすぐ解決するというか、その精度がすぐ見えるようになるので、こういった部分でいきますと、比較的、生産性の向上というか、分かりやすい分野ではあると思います。これに関連する告示の改正などもいたしまして取組を進めていきたいということで、繰り返しのお願いですけれども、関係の皆さん方に始まっていると、国交省がやっているということで、周知に御協力いただければということの御紹介でございました。

以上でございます。

**【分科会長】** どうも御紹介、御説明ありがとうございました。

それでは、これで本日の審議は全て終了でございます。委員の皆様におかれましては、大変貴重な御意見をいただきました。ありがとうございました。

それでは、進行を事務局のほうにお返ししたいと思います。よろしく申し上げます。

**【事務局】** 分科会長、ありがとうございました。委員の皆様におかれましても、長時間にわたり、今回だけに限らず、御審議ありがとうございました。

今回の会議は先ほどスケジュールを御説明いたしましたけれども、4月をめどに建築分科会・建築基準制度部会合同会議を開催したいと思っております。早速、スケジュール調整をさせていただければと思いますので、御協力をよろしくお願ひしたいと思います。

最後になりますけれども、住宅局長の宿本より、一言御挨拶を申し上げます。

**【住宅局長】** 委員の皆様方におかれましては、御多忙の中、御出席を賜りまして誠にありがとうございます。

昨年4月に3年ぶりに建築分科会を開催いたしまして、残された課題と現在、今後の経済社会情勢を見据えた議論をキックオフして以降、早期に取り組んでいかなければならないライフサイクルカーボンの評価や省エネ化の加速といったことに関する議論と、建築分野全体を見渡すようなビジョンに関する議論とそれぞれ御議論いただき、今日、それぞれ一定の取りまとめに至ったと思っております。

まず、建築物のライフサイクル化の評価と省エネ化の加速につきましては、おおむね半世紀をかけて、昨年4月に戸建て住宅を含めた全ての新築住宅、新築建築物に省エネ基準の適合義務化ということを果たしたわけでありますけれども、今回はその次のステップについて御議論いただきました。今回取りまとめていただいた報告はこの後、建築分科会長から社会資本整備審議会会長へ報告をいただき、審議会長の御了解を得た後、国土交通大臣に答申をいただくということになります。今後はいただいた報告を踏まえて、関係省庁とも連携して、これは法律改正が必要になってまいりますので、法案の提出も含めて検討してまいりたいと考えます。

次に、建築分野の中長期ビジョンの策定につきましては、今回、中間的な取りまとめによりまして、ゼロベースで多彩な視野で幅広い議論、これがようやく一定の方向感を持つことができたのかなと考えます。引き続き個別のテーマを掘り下げて、それに関連する具体的施策などの議論を深めていくこととしたいと考えております。これらにつきましては、数年先の法律改正につながるものと考えております。現在までの御議論を伺っておりますと、具体的には、まずは住宅品確法、住宅性能表示や長期優良住宅法などの任意かつ誘導的な仕組みを変えていくという議論が一つあるのかと思います。そして、その先には建築基準法などの、いわゆる規制法の改正といったことも視野に入れての議論があるのかなと思っております。

正直申し上げまして、昨年4月にこの議論をスタートいただいた段階では、法改正まで踏み込んで発言するのはかなりの抵抗なり、不安なりがございましたけれども、ここまでの議論をお伺いして、法改正をしてでも変革しなければいけない。そういった建築分野のビジョンの御議論をいただいているものと認識しておりますし、そうである以上、ビジョンの実現のためにも、私どもも法改正まで踏み込むことを恐れずに議論を深めていきたいと考えてございます。

今年度の建築分科会は本日が最後の開催となりますけれども、先ほど事務局から御説明いたしましたように、次年度、早期に議論をスタートさせて、建築を増やす時代から使いこなしていく時代というふうに、大きな転換を本格化させていきたいと考えております。幅広く各界の御協力や知恵を結集して取り組んでいきたいと考えておりますので、今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

どうもありがとうございました。

**【事務局】** それでは、以上をもちまして、第49回建築分科会を終了させていただきます。

本日は貴重なお時間、御意見を賜り、誠にありがとうございました。

— 了 —